

他市の空家等対策における取組事例

区分	施策	自治体	概要	備考
改善	財産管理人制度の活用	川口市	所有者の所在が不明又は相続人不存在の場合、財産管理人制度(不在者財産管理制度・相続財産管理制度)によって選任された財産管理人との契約により、管理・利用・取得(別途、裁判所の権限外行為の許可を得なければならない場合もある。)が可能となる。	財産管理人制度活用市町村 県内 11市町村(川口市含む) 累計22件
	老朽空き家等除却費補助金	坂戸市	昭和56年5月31日以前に着工された住宅を除却する場合に、解体工事費上限30万円を補助。	
	空家等除却に係る土地の固定資産税等の減免制度	深谷市	老朽化した空家等を除却した土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税を減免し、老朽化した空き家の除却の促進を図る。 【昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅であること】【令和2年1月2日から5年以内に除却した土地であること】	減免期間 住宅用地特例が適用されなくなった年度から3年間
流通・活用	空き家バンク	白岡市	空き家バンクへ登録していただき、その情報を市のホームページ等に掲載して、市内へ移住及び定期的な滞在を希望する方へ提供するもの。	埼玉県内 39バンク(49市町村)実施 ※全国版のみ設置市町村含む
	移住促進空き家バンク仲介手数料補助金	幸手市	市外に継続して1年以上居住した後、幸手市空き家バンクに登録している住宅を購入した移住者及び空き家提供者に、予算の範囲内において、仲介業者に支払った仲介手数料の一部を補助。 補助金額は、仲介手数料の一部を補助。(ただし、移住者は10万円、提供者は5万円)	
	空き家改修工事等補助金	坂戸市	空き家を改修するなどして居住を開始する場合に、改修工事費上限40万円、家財処分費上限10万円を補助。	
	定住促進空き家改修事業補助金	毛呂山町	町内の空き家を購入し、改修して5年を超えて居住しようとする方に対し、改修工事費用の一部を補助。 工事費用の1/2(上限20万円) (町内に就業、または就業予定の方は上限30万円)	
	空家利活用補助金	川口市	まちづくり活動拠点施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、その他の地域コミュニティの活性化等に資する施設として空家を利活用する場合、対象となる工事費用の一部を補助。 【事業期間10年以上継続の場合 補助対象工事に要した費用のうち、2/3に相当する額で上限100万円】 【事業期間3年以上継続の場合 補助対象工事に要した費用のうち、1/3に相当する額で上限50万円】	
	空き家活用ローン(金利優遇)	川越市	埼玉縣信用金庫と市が連携し、市内の空き家所有者を対象に、ローンの融資率を店頭表示より0.2%優遇している。	他に協力連携している自治体 15市町
	隣地統合促進補助金	富士見市	狭小地又は未接道地とその隣地を統合し空家の発生を抑制及び解消する場合、補助対象事業に係る費用の一部を補助する。 【狭小地とその隣地:対象経費の1/3 最大30万円】【未接道地とその隣地:対象経費1/2 最大50万円】	※1 国の控除
	農地法第3条の下限面積の引き下げ	川島町	空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合であって、各種条件を満たす場合、農地法第3条による下限面積要件を1アールまで引き下げるもの。 下限面積を下げることで、遊休農地解消や町外からの移住促進につながる。	
予防	空き家のワンストップ相談窓口	所沢市	「相続」「売却」「賃貸」「管理」など、空き家に関するあらゆる困りごとの解決をワンストップで相談できる。	

※1 低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置
令和2年7月1日から令和4年12月31日まで
要件を満たす譲渡をした場合に、当該個人の長期譲渡所得から100万円を控除するもの。
譲渡の対価の額の合計が500万円を超えないこと。